

令和7年度 申請受付期間を延長します！

下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金

下関市では、犯罪の起こりにくい安全なまちづくりを推進するため、個人が住宅用に防犯カメラを設置する費用の一部を補助します。



申請受付期間

令和7年10月1日（水）から**令和8年2月27日（金）**まで
ただし先着順で、予算の範囲を超えた場合は受付を終了します。

補助金額

- 防犯カメラの購入費用及び設置工事費用（税込み）の2分の1
- 限度額は1世帯1回のみ3万円 ※100円未満端数切り捨て

補助対象経費

令和7年7月1日以降に購入し、現にお住まいの住宅の屋外に設置する防犯カメラに要する費用

※「住宅」の例

一戸建て住宅

共同住宅の専用部分（建物の管理規約等に違反しないもの）

併用住宅の居住部分（出入口が区分して設けられているもの）

賃貸住宅（設置することの許可を建物所有者から得ているもの）

※「対象とならないもの」の例

維持管理費、保証料、配送料、撤去・移設費用

店舗のポイント・クーポン等使用分や割引分

レンタルまたはリース、個人間取引のもの（フリマサイトを含む）

録画機能付きインターフォン

デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話等、ダミーカメラ

データ保存用パソコンやスマートフォン

補助対象者

申請の日において市内に住所を有する方

※市税を滞納していないこと

※同一世帯で1回限りの申請

その他、公序良俗に反するおそれのない方

詳しくは下関市ホームページ
をご覧ください。



購入から補助金交付（振り込み）までの流れ

①販売店で防犯カメラを購入し、自宅に設置
(警備会社、防犯カメラ専門店、家電量販店、ホームセンター、ネットショップなど)
※機種選びについての相談は、山口県防犯設備士協会などへ
電話 0836-38-5224

②申請書及び必要書類の取得

③市生活安全課へ申請書及び必要書類を提出

④市による審査、交付決定の通知（郵送）

⑤指定口座へ振り込み

申請書及び必要書類

- 下関市個人向け防犯カメラ設置費補助金交付申請書兼請求書
(市のホームページからダウンロードできるほか、市役所本庁舎、各総合支所、本庁管内各支所でも入手可能)
- 住民票（世帯全員）
- 市税の滞納なし証明書
- 防犯カメラ購入及び設置した際のレシートまたは領収書の写し
- 防犯カメラを設置したことが確認できる写真
(住宅の遠景写真1枚と、設置場所の近景写真1枚の、計2枚以上)
- 振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し

申請方法

●窓口

申請期間中、下関市役所本庁舎西棟1階エントランス会場
平日9時～16時

なお、各総合支所地域政策課、本庁管内各支所に申請書をお持ち
いただく場合も、申請内容の確認はすべて生活安全課で行います。
不明な点等があれば電話による確認を行いますので、必ず、連絡
が取れる電話番号を記入してください。

●郵送

〒750-8521 下関市南部町1番1号
下関市役所生活安全課 防犯カメラ補助金窓口 宛て
郵送事故を防ぐため、郵送状況が確認できる方法（簡易書留または
レターパックプラス）での送付を推奨します。
また、申請内容に不明な点等があれば電話による確認を行います。

【お問い合わせ先】

下関市役所生活安全課くらし安全係（防犯カメラ補助金窓口）
電話 083-242-7162 083-242-0797
受付時間 平日9時～16時

